

## 第49回中国地域県サッカーリーグ決勝大会要項

- 1 名称 第49回中国地域県サッカーリーグ決勝大会
- 2 主催 一般社団法人中国サッカー協会（以下「中国サッカー協会」という。）  
中国社会人サッカー連盟
- 3 主管 一般社団法人山口県サッカー協会（以下「山口県サッカー協会」という。）  
一般社団法人山口県サッカー協会第1種（社会人）委員会
- 4 期日 2025年11月15日（土）・16日（日）・23日（日）
- 5 会場 ・おのサンサッカーパーク 多目的スポーツ広場人工芝A・B、天然芝（23日のみ）  
山口県山陽小野田市大字小野田字末広 7525-17/TEL0836-81-3100

### 6 参加資格

- (1) 2025年度公益財団法人日本サッカー協会（以下「日本サッカー協会」という。）及び、一般財団法人全国社会人サッカー連盟登録済みのチーム並びに選手とする。  
但し、選手は2025年8月31日までに当該チームに登録されており、県リーグの最小限2分の1の試合数を当該チームに在籍していなければならない。
- (2) 次年度の中国サッカーリーグへの参加を前提とし、その義務を果たせるチームであること。
- (3) 各県サッカー協会が出場を認めたチーム及び選手であること。
- (4) 各県代表チームは原則として、本大会の各県予選となる各県リーグ等の1位及び2位とする。なお、辞退チームのある場合は、4位以内より選出する。
- (5) 各県の出場チーム枠は、各県1チームに加え、開催県1チーム、前年度中国リーグ未昇格県の中から成績上位の2チームを追加する。ただし、各県枠は2チームまでとし合計8チームとする。
- (6) 選手エントリーは25名以内とし、監督が選手を兼ねる場合は、これに含むこと。
- (7) 外国籍選手は1チーム5名までエントリーすることができ、1試合3名まで出場できる。ただし、1試合3名には交代要員も含まれる。

### 7 競技規則

- (1) 2024/2025 公益財団法人日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」による。
- (2) 選手の交代は、競技開始前に登録した最大7名の交代要員の中から5名以内、最大3回の交代を行うことができる（ただし、ハーフタイムを除く）。なお、延長戦を実施する場合、その直前の90分間の交代人数および交代回数と合わせて、最大6名かつ合計4回（ただしハーフタイム、延長戦開始前および延長戦のハーフタイムを除く）までの選手交代を行うことができる。
- (3) ベンチに入ることのできる人数は、交代要員7名、チーム役員6名（含む通訳）とし、メンバー提出用紙に記載された者の中からその都度、1人が戦術的指示を伝えることができる。この1人は特定の1人に限定される必要はない。
- (4) 主審が選手の負傷等により試合を中断し、チームスタッフの立ち入りを認める旨の合図をした場合に、チームスタッフは2名に限り、ピッチ内に立ち入ることができる。ただし、このスタッフは可及的すみやかに負傷の程度を判断したうえピッチ外に退去しなければならない。
- (5) 本大会は、(公財)日本サッカー協会が定める懲罰規程に基づき本大会に係る懲罰問題を処理するため、大会規律委員会を設置する。
- (6) 主審により退場を命じられた選手及び役員（以下、選手等）は本大会の次の1試合出場を自動的に停止し、その後、日本サッカー協会「規約・規程」に従い、本大会規律委員会が懲罰を決定・適用する。ただし、本大会で出場停止が消化できない場合には、直近の公式試合において適用さ

れるものとする。なお、この場合の出場停止処分の情報についての異なる競技会間の伝達に関しては、当該処分の通知を受けた選手等及びその所属するチームが連帯して責任を負うものとする。

## 8 競技方法

- (1) トーナメント方式により試合を行い、次年度の中国サッカーリーグに自動昇格するチーム(1位)、及び中国サッカーリーグ下位チームとの入替戦に出場するチーム(2位)を決定する。  
入替戦については、資料『09-2025年度中国リーグ入替戦要項』参照
- (2) 試合時間は90分とする。なお、勝敗が決しないときは、1回戦・準決勝についてはペナルティーキック戦、決勝については20分の延長戦、延長戦においても勝敗が決しない場合はペナルティーキック戦により決定する。
- (3) 後半のキックオフ時刻は、前半のキックオフ時刻の60分後を原則とする。アディショナルタイムが5分を超えた場合は超えた時間分を追加する。
- (4) 延長戦に入る前に3分間のインターバルを取る。ペナルティーキック戦で勝者を決定する場合のインターバルは1分間程度とする。

## 9 参加申込

- (1) 参加チームの所属する各県協会より下記(一社)山口県サッカー協会事務局メールアドレスへ E-mailにて申込みこと。なお、この場合、「参加申込書」の協会長印は省略できるものとする。  
また、E-mailにて申込みができない場合は、所属県協会会長印を押印の上「参加申込書」を下記(一社)山口県サッカー協会事務局宛に郵送すること。

### 【送付先】

住 所 : 〒753-0048 山口県山口市駅通り 2-7-18 トウヨウビル 203

E-mail アドレス : [fa-yamaguchi@jfa.or.jp](mailto:fa-yamaguchi@jfa.or.jp)

宛 名 : (一社) 山口県サッカー協会

TEL : 083-920-5700 FAX : 083-920-5701

- (2) 申込期限 : 2025年10月28日(火) 必着

## 10 参加料

参加出場チームは、参加料として1チーム当たり30,000円を下記振込み期限までに、チーム名にて振り込むこと。

- ・ 銀行名 : ゆうちょ銀行
- ・ 支店名 : 五一八(読みゴイチハチ) 支店(店番518)
- ・ 口座番号 : 普通預金 50108861 記号 15180
- ・ 口座名義 : (一社) 中国サッカー協会 1種(社会人)委員会

振込期限 : 2025年11月10日(月)

※ 振込名は、チーム名を先に記入してから担当者名でお願いします。

## 11 組合せ

中国社会人サッカー連盟理事会において決定する。

## 12 監督会議

日程の都合上行わないが、試合開始70分前に会場運営本部で、マッチコーディネーションミーティングを行う。

- ・ 参加者 : 監督、運営責任者、主審、マッチコミッショナー、その他出席を認められた者
- ・ 持参品 : メンバー表、電子選手証を出力した用紙、ユニフォーム(正・副)、ピブス、  
なお、添付の「競技上の留意事項」を熟読の上、出席すること。

## 13 表彰

本大会において、優勝・準優勝チームを表彰する。

## 14 経 費

本大会参加に要する経費は、全て参加チームの負担とする。

## 15 服 装

- (1) ユニフォームは、「日本サッカー協会ユニフォーム規程」に従うこと。また、「参加申込書」に登録したものを着用すること。
- (2) 背番号は、「参加申込書」に登録された番号を付けること。
- (3) フィールドプレーヤーおよびゴールキーパーは、審判員が通常着る黒色と同一色、または、類似色の上着を用いることはできない。また、正のほかこれと異なる色のユニフォームを準備すること。
- (4) 対戦チームのユニフォーム色が同一で、マッチコーディネーションミーティングにて話し合いがつかない場合は、審判が決定する。
- (5) ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなければならない。
- (6) アンダーシャツは、シャツの各袖の主たる色と同色で1色とする。または、シャツの各袖と全く同じ色の柄にする。
- (7) アンダーショーツ及びタイツは、ショーツの主たる色またはショーツの裾の部分と同じ色でなければならない。同一チームの競技者が着用する場合、同色のものとする。
- (8) 各チームにはフィールド上に識別できるアームバンドを着用したキャプテンがいなければならない。チームが用意した色は単色で有ること、文字は「Captain」「C」に限定される。また代用としてテープや包帯を使用することも可能である。

## 16 試合中の突発的理由で中止となった場合の取り扱い

- (1) 一時的に中断しておき、状況の改善を大会運営上許容できる範囲内で待機する。
- (2) 状況改善が期待できない場合、主審がマッチコミッショナー、大会運営責任者と協議して試合の中止を決定する。
- (3) 中止試合の取り扱いについては次のとおりとする。
  - ① 前半を終えていれば試合成立とし、その時点のスコアを採用するが、同点の場合はくじによる抽選で勝敗を決定する。
  - ② 前半を終える前であれば、ノーゲームとしてくじによる抽選で勝敗を決定する。

## 17 その他

- (1) 参加申し込み後における選手エントリーの変更は認めない。また、ユニフォームの色彩及び背番号の変更も認めない。
- (2) 本大会の優勝チームは次年度の中国サッカーリーグへ参加、準優勝チームは中国サッカーリーグ下位チームとの入替戦へ出場する義務と権利を負う。
- (3) ベンチはグラウンドに向かって左側を、組合せの上側（番号の小さい方）のチームとする。
- (4) 出場チームは、当該年度の日本サッカー協会の発行した電子登録証の一覧（顔写真が登録されたもの）を印刷したものを持参すること。
- (5) 本大会中に発生した負傷などの医療費、その他の経費は参加者の負担とする。
- (6) 本要項に規定されていない事項については、主催者で協議の上決定する。